

## 税額控除制度について

「税額控除」とは、個人寄附者に対する所得税の税制優遇です。  
社会福祉法人神戸いのちの電話では、神戸市より**税額控除対象法人**である証明を受けております。それにより、当法人に対する寄附金につきましては、確定申告の際、「税額控除」と「所得控除」のいずれか有利な方を選択していただくことができます。

### 《所得控除と税額控除の違い》

「所得控除」では、所得から所得控除額を差し引いた後に税率をかけて税額を算出します。これに対して「税額控除」では、税率に関係なく税額から税額控除額を直接差引きます。このため、小口の寄附にも減税効果が大きく、所得控除と比較してほとんどの場合税額控除の方が減税効果が大きくなります。

### 《(1)税額控除の計算式》

$$[\text{税額控除対象寄附金}^{*1} - 2 \text{ 千円}] \times 40\% = \text{控除額}^{*2}$$

\*1 税額控除対象寄附金とは

→税額控除対象法人への寄附金額(総所得金額の40%を限度)

\*2 控除額は

→この額が所得税から控除されます

所得税額の25%を限度

### 《(2)所得控除の計算式》

次の①②のいずれか低い金額 - 2000円 = 寄附金控除額

① その年に支出した特定寄附金の額の合計額

② その年の総所得金額等 x 40%